政令第二百八十九号

地域再生法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 地 域再生法の一部を改正する法律 (平成二十七年法律第四十九号) の施行に伴い、 並びに地域再

生法 (平成十七年法律第二十四号) 第五条第四項第四号及び第五号、 第十七条の二第一項第一号並びに第十

七条の八第一項第二号並びに第二項第一 号及び第三号の規定に基づき、 こ の 政令を制定する。

地 域 再生法施 行令 (平成十七 年政令第百五十一号) の一部を次のように改正 する。

第九条を第十五条とし、 第八条を第十四条とし、 第七条を第九条とし、 同 条 0 次に次の四条を加える。

(集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域)

第十条 法第十七条の二第一項第一号の政令で定める地域は、 東京都の特別区の存する区域とする。

(建築等の届出を要する行為)

第十一 条 法第 + -七条 の八第 項第二号の政令で定める行為は、 次に掲げるものとする。

工 作 物 建 築物 (建 築基 準法 (昭和二十五 年法律第二百一 号) 第二条第一号に規定する建築物をいう

0 次条において同じ。 を除く。 同条第二号において同じ。 の建設

屋外にお ける土石、 廃棄物 (廃棄物 \mathcal{O} 処理及び清 掃 に関する法律 昭 和四十五 年法律第百三十七号)

第二条第一 項に規定する 廃 棄物を 7 う。 次条第二号 ハにお 7 て同じ。)、 再 生 資 源 **企**資 源 \mathcal{O} 有 効なる 利用

0 促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号) 第二条第四項に規定する再生資源をいう。 次条第二号

ハにおいて同じ。)その他の物件の堆積

三 前二号に掲げる行為の ほ か、 地域 再生拠点 (法第五条第四項第五号に規定する地域再生拠点をいう。

 \mathcal{O} 形 成を図る上で支障を及ぼす お それ が ある行為として国土交通省令で定めるもの

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第十二条 法第十七条の八第二項第一号の政令で定める行為は、 次に掲げるものとする。

法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為であって、 次に掲げるも

1 当該 地 域 再生土 地 利 用計画 (法第十七条の七 第一項に 規定する る地 域 再生土地 利用 計 画 をいう。 次条

第二号に お () て同じ。) に記載され た法第十 七条の七第三項第二号の誘導施設を有する建築物で仮設

のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

ロ イの誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

- ハ 建築物を改築 Ų 又はその用途を変更してイの誘導施設を有する建築物で仮設のも のとする行為
- 法第· 十七 条 \mathcal{O} 八 第 項 第 一号に 掲 げる行う 為であ って、 次に掲げるも 0
- イ 次に掲げる土地の区画形質の変更
- (1)建築物 で仮設 0 も の の建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形

質の変更

- (2)既存 \mathcal{O} 建築物 又は 工 一作物 の管 理の ために必要な土 地 \mathcal{O} X 画形質 の変更
- ③ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更
- ロ 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設
- (1) 建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設
- (2)屋外広告物で 表示 面 一積が一 平方メートル以下であり、 か つ、 高さが三メートル以下であるも の の

表 示 又は 掲 出 \mathcal{O} ため に . 必要. な Ĭ 作 物 \mathcal{O} 建 設

- (3)水道管、 下 水 道管その 他これ らに 類 でするエ 作物 で地 下に設けるも \mathcal{O} \mathcal{O} 建 設
- (4)建築物 の存する敷地内の当該 建築物に附 属する物干 · 場、 建築設備、 受信用の空中線系(その支持

物を含む。)、旗ざおその他これらに類する工作物 の建設

(5)農林漁業を営むために必要な物置、 作業小屋その他これらに類する建築物又は工作物 \mathcal{O} 建築又は

建設

ハ 屋外における土石、 廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積であって、 建築物の存する敷地内で行う

ŧ \mathcal{O} (国土交通省令で定める高さ以下のものに限る。)

=

イか

らハまでに掲げ

るもののほ

か、

法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

建 築等の届 出を要し ない 都市計 画 事 業の 施行として行う行為に準ずる行為)

第十三条 法第十七条の八第二項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為 (都市計画法第四条第十五

項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設 (同条第五

項に 規定する都市 施設をいう。) に関する都市 計 三画に適合して行う行為

地 地域再. 生 土 地利! 用 計 画 に記載された公共の 用に供する施設を管理することとなる者が当該地域再生土

地 利用計画に適合して行う行為 (前号に掲げるものを除く。

第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四 条第一 項 中 「第七条」 を 「第九条」 に改め、 同条第二項中「第七条各号」を「第九条各号」に改め、

同条を第六条とする。

第三条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、 同条を第五条とし、 第二条の次に次

の二条を加える。

(産業及び人口 の過度の集中を防止する必要がある地域及びその 周 辺 \bigcirc 地 域)

第三条 法第五· 条第四項第四号の政令で定める地域は、 平成二十七年八月一 日における次に掲げる区域とす

る。

首都圏整備法 (昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に

規定する近郊整備地帯

近 畿圏 整 備 法 (昭 和三十八年法律第百二十九号) 第二条第三項に規定する既成都市 区域

 \equiv 首都 圏、 近 後圈及 び中 部圏 \mathcal{O} 近 郊整備 地帯等 \dot{O} 整 備 のための 玉 の財政上の特 別措置に関する法律施行

令(昭和四十一年政令第三百十八号)第一条に規定する区域

(集落生活圏から除かれる区域)

第四 条 法第五· 一条第四 項第 五 号の政令で定める区域は、 都市 計 i 画法 (昭和四十三年法律第百号) 第七条第

項に規定する区域区分に関する都市 計画 (同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。 第十三条第一号

において同じ。)が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第

一号に規定する用途地域が定められている土地の区域とする。

附則

(施行期日)

1

この 政令は、 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年八月十日)から施行する。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

2 宅地建物取引業法施行令 昭昭 和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 地域再生法 (平成十七年法律第二十四号) 第十七条の八第一 項及び第三項